

令和5年度

舞 洲 工 場

自家用電気工作物点検業務委託

仕 様 書

履行期限	令和5年8月10日
------	-----------

大阪広域環境施設組合

委 託 概 要

- | | | |
|----|------|---|
| 1. | 業務名称 | 令和5年度 舞洲工場自家用電気工作物点検業務委託 |
| 2. | 業務場所 | 大阪市此花区北港白津1-2-48
大阪広域環境施設組合 舞洲工場
電 話 06-6463-4153
FAX 06-6463-7101 |
| 3. | 業務内容 | 本業務は、大阪広域環境施設組合舞洲工場電気主任技術者及び電気主任技術者代務者の指示に基づき、上記事業所の受変電設備、負荷設備等の年次点検を行うものである。 |
| 4. | 仕 様 | 本業務は、本仕様書及び図面に基づき実施する。 |
| 5. | 特記仕様 | <p>1) 本業務に関する法令、条例および規則等を遵守し、諸官公署の手続きが必要な場合は、遅滞なく受注者の費用で行うものとする。また、応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に公告文に記載の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、当組合の解釈によるものとする。</p> <p>2) 受注者は、大阪広域環境施設組合業務委託提出書類一覧表に記載されている書類を提出すること。
様式は大阪広域環境施設組合ホームページ
(https://www.osaka-env-paa.jp/nyusatsu/yoshiki/itaku.html)
にて入手できる。各点検時に写真を撮影し、整理した上、報告書とともに本組合職員に1部提出すること。</p> <p>3) 受注者は、契約後速やかに業務責任者を定め、直ちに業務履行場所の事前調査を行うこと。</p> <p>4) 本点検業務の内、点検、継電器等の試験は施設内全停電日に全て行い、完了するものとする。令和5年7月2日(日曜日)を基本に、6月25日(日曜日)、7月9日(日曜日)のいずれかから、契約締結後7日以内に本組合職員と協議の上停電日を決定する。</p> <p>5) 停電及び復電操作は、本組合職員が行う。本点検業務の開始に当たっては、本停電操作が完了次第行うものとするが、詳細については本組合職員の指示に従うものとする。</p> <p>6) 本業務における業務仕様は次の業務仕様のとおりとする。</p> |

業 務 仕 様

1. 業務内容

本点検業務委託の業務内容は、以下に示す項目を実施する。

< 1 > 絶縁抵抗測定

測定区分は別紙、「高圧回路絶縁抵抗測定区分」に従い測定する。試験電圧は1, 000Vとする。

< 2 > 真空しゃ断器精密点検

別紙、「真空しゃ断器精密点検機器リスト」に該当する真空しゃ断器の精密点検を行う。

点検及び試験内容については、下記項目を実施することとし、その他必要な項目を実施する。

1) 外観・作動・清掃点検

各部の損傷、腐食、発錆、車輪・フレームの損傷、インターロックレバーの状態、バルブの損傷、操作回数計の状態等を確認すると共に、盤内の清掃を行う。

2) 母線接触子点検

接触子の荒れ、スプリングの状態、弛み、過熱の形跡、挿入時の接続状態、絶縁フレーム・ロッドの状態を確認し、弛みがある場合は増締めする。また真空インタラプタのワイプ寸法測定を行い、管理値の範囲であることを確認する。

3) 操作機構点検

投入機構、しゃ断機構、開閉表示窓等の状態、その他損傷の有無を確認する。また、手動又は電動による「入」「切」を行い、作動の良否並びに異常音の有無を点検する。

4) 制御回路点検

配線の状態、ファストン端子・コネクタの異常、端子台、端子等の過熱の状態を確認する。

5) 各種試験

開閉特性試験（閉極時間・開極時間・三相不揃・蓄勢時間）、真空度試験、絶縁抵抗測定等を行い、管理値以内であることを確認する。

< 3 > 絶縁油特性試験

下記2台の変圧器について、絶縁油のサンプリングを行い、絶縁耐力試験、酸化度試験、油中ガス分析、

(O_2 、 N_2 、 H_2 、 CO 、 CO_2 、 CH_4 、 C_2H_2 、 C_2H_4 、 C_2H_6)を行う。

- ・ 1 次主変圧器
台数：1台
概要：31,000kVA、75.25/11kV、日立製作所製SL1CR-3YC
- ・ 2 次主変圧器
台数：1台
概要：27,000kVA、11/6.6kV、日立製作所製S1CR-3C

< 4 > 保護継電器試験

別紙、「保護継電器試験リスト」に該当する保護継電器の試験を行う。試験内容については、下記各継電器項目及びその他必要項目を行うものとする。

1) 過電流継電器試験

(1) 最小動作電流測定

使用整定値における、タップ値、限時要素の最小動作電流を測定する。

遮断器が電流引き外し方式の場合は、トリップコイルの最小動作電流を測定する。

(2) 動作時間特性試験

①瞬時要素

整定の200%の動作時間を測定する。

②限時要素

整定の150%、200%、300%、400%、500%、700%の動作時間を測定する。

(3) 連動試験

上記動作時間特性試験のうち、150%及び700%における遮断器との連動動作時間を測定する。

2) 地絡方向継電器試験

(1) 電圧—電流特性試験

①最小動作電圧

②最小動作電流

(2) 位相特性試験

(3) 動作時間特性試験

(4) 連動試験

継電器の必要端子の短絡等を行い、しゃ断器との連動動作を確認する。

3) 2 E 継電器試験

(1) 最小動作電流測定

過電流要素、欠相要素の最小動作電流を測定する。

(2) 動作時間特性試験

過電流要素、欠相要素の動作時間を測定する。過電流要素については、使用整定値の200%、600%で行う。

(3) 連動試験

継電器の必要端子の短絡等を行い、しゃ断器との連動動作を確認する。

4) 不足電圧継電器試験

(1) 最小動作電圧測定

使用動作時間整定値において、各動作電圧整定値における最小動作電圧を測定する。

(2) 復帰動作電圧測定

使用動作時間整定値において、各動作電圧整定値における復帰動作電圧を測定する。

(3) 動作時間特性試験

使用動作時間整定値において、使用動作電圧整定値の0%、70%における動作時間を測定する。

(4) 連動試験

上記動作時間特性試験において遮断器との連動動作時間を測定する。

5) 地絡過電圧継電器試験

(1) 最小動作電圧測定

使用動作時間整定値において、各動作電圧整定値の最小動作電圧を測定する。

(2) 復帰動作電圧測定

使用動作時間整定値において、各動作電圧整定値の復帰動作電圧を測定する。

(3) 動作時間特性試験

使用動作時間整定値において、使用動作電圧整定値の120%、130%、150%における動作時間を測定する。

(4) 連動試験

上記動作時間特性試験において遮断器との連動動作時間を測定する。

6) ケーブル絶縁試験

直流漏れ電流試験

別紙、「ケーブル絶縁試験対象リスト」のケーブルに対して各芯線ごとに下記の直流電圧を7分間印加し、漏れ電流を自動記録する。

ケーブル種別	印 加 電 圧			
6.6kVケーブル	1 回目	6kV	2 回目	10kV

ただし、1回目において、劣化の兆候があれば、2回目は実施しない。

2. その他

仮設電源

点検、監視及び作業場所となる特高受変電室、粗大電気室、非常放送、低圧電気室、その他E P S等の仮設電源については受注者が別途、合計で発電機76kVA程度を用意し、仮設電源場所については本組合職員の指示に従うものとする。

詳細は図面番号8/9、9/9参照

高圧回路絶縁抵抗測定区分 (1 / 2)

①特高受電室 (1 階)

No.	測定区分	No.	測定区分
1	Tr1 (3 φ 31000kVA) (11kV 側) ∼ VCB (52S)	32	VMC (42M1A1) ∼ T-M (3 φ 1480kVA)
2	VCB (52S) ∼ Tr2 (3 φ 2700kVA)	33	VMC (42M1B3) ∼ 1 号誘引通風機
3	Tr2 (3 φ 2700kVA) (6.6kV 側) ∼ VCB (52S1)	34	VMC (42M1B1) ∼ VMC (42M1B3)
4	VCB (52S1) ∼ 6.6kV 母線	35	VCB (52M2) ∼ 各 VMC (42M2A1, 42M2B1)
5	VCB (52EGS) ∼ VCB (52B)	36	VMC (42M2A1) ∼ T-M (3 φ 1480kVA)
6	VCB (52ET1) ∼ Tr-ET1 (3 φ 1500kVA)	37	VMC (42M2B3) ∼ 2 号誘引通風機
7	VCB (52ET2) ∼ Tr-ET2 (3 φ 750kVA)	38	VMC (42M2B1) ∼ VMC (42M2B3)
8	VCB (52EF1) ∼ 粗大ごみ処理設備	39	VCB (52M3) ∼ VCS (42M3)
9	VCB (52EM1) ∼ VCS (42EM1)	40	VCS (42M3) ∼ 1 号押込送風機
10	VCS (42EM1) ∼ 1 号 No. 1 ボイラ給水ポンプ	41	VCB (52M4) ∼ VCS (42M4)
11	VCB (52EM2) ∼ VCS (42EM2)	42	VCS (42M4) ∼ 2 号押込送風機
12	VCS (42EM2) ∼ 1 号 No. 2 ボイラ給水ポンプ	43	VCB (52M5) ∼ VCS (42M5)
13	VCB (52EM3) ∼ VCS (42EM3)	44	VCS (42M5) ∼ 1 号排ガス再循環用送風機
14	VCS (42EM3) ∼ 2 号 No. 1 ボイラ給水ポンプ	45	VCB (52M6) ∼ VCS (42M6)
15	VCB (52EM4) ∼ VCS (42EM4)	46	VCS (42M6) ∼ 2 号排ガス再循環用送風機
16	VCS (42EM4) ∼ 2 号 No. 2 ボイラ給水ポンプ	47	VCB (52M7) ∼ VCS (42M7)
17	VCB (52EM5) ∼ VCS (42EM5)	48	VCS (42M7) ∼ 1 号 No. 1 吸収液循環ポンプ
18	VCS (42EM5) ∼ No. 1 機器冷却水揚水ポンプ	49	VCB (52M8) ∼ VCS (42M8)
19	VCB (52EM6) ∼ VCS (42EM6)	50	VCS (42M8) ∼ 1 号 No. 2 吸収液循環ポンプ
20	VCS (42EM6) ∼ No. 2 機器冷却水揚水ポンプ	51	VCB (52M9) ∼ VCS (42M9)
21	VCB (52ET3) ∼ Tr-ET3 (1 φ 200kVA)	52	VCS (42M9) ∼ 2 号 No. 1 吸収液循環ポンプ
22	VCB (52T1) ∼ Tr-T1 (3 φ 1250kVA)	53	VCB (52M10) ∼ VCS (42M10)
23	VCB (52T2) ∼ Tr-T2 (3 φ 1250kVA)	54	VCS (42M10) ∼ 2 号 No. 2 吸収液循環ポンプ
24	VCB (52T3) ∼ Tr-T3 (3 φ 2000kVA)	55	VCB (52C) ∼ コンデンサ母線
25	VCB (52T4) ∼ Tr-T4 (3 φ 1250kVA)	56	VCS (42C1) ∼ SC400kvar
26	VCB (52T5) ∼ Tr-T5 (3 φ 1000kVA)	57	VCS (42C2) ∼ SC400kvar
27	VCB (52T6) ∼ Tr-T6 (3 φ 1000kVA)	58	VCS (42C3) ∼ SC400kvar
28	VCB (52T7) ∼ Tr-T7 (3 φ 2500kVA)	59	VCS (42C4) ∼ SC400kvar
29	VCB (52T8) ∼ Tr-T8 (1 φ 750kVA)	60	VCS (42C5) ∼ SC400kvar
30	VCB (52F2) ∼ 粗大ごみ処理設備	61	VCS (42C6) ∼ SC400kvar
31	VCB (52M1) ∼ 各 VMC (42M1A1, 42M1B1)	62	VCB (52EGS) ∼ VCB (52EG)

高圧回路絶縁抵抗測定区分 (2 / 2)

②粗大ごみ処理設備電気室 (1 階)

No.	測定区分
63	DS～VCB(52SR)
64	VCB(52SR)～母線
65	VCB(52ST1)～Tr-ST1(3φ1500kVA)
66	VCB(52ST2)～Tr-ST2(3φ200kVA)
67	VCB(52ST3)～Tr-ST3(1φ150kVA)
68	VCB(52SM1)～VCS(42SM1)
69	VCS(42SM1)～回転式破碎機
70	VCB(52SM2)～VCS(42SM2)
71	VCS(42SM2)～低速回転式せん断破碎機用ユニット
72	VCB(52SM3)～VCS(42SM3)
73	VCS(42SM3)～鉄造粒機
74	VCB(52SM4)～VCS(42SM4)
75	VCB(52SM4)～No. 1 排風機
76	VCB(52SET1)～Tr-SET1(3φ50kVA)
77	VCB(52SET2)～Tr-SET2(1φ50kVA)

③タービン発電機室 (2 階)

No.	測定区分
78	VCB(52TGS)～VCB(52TG)
79	VCB(52TG)～タービン発電機

④非常用発電機室 (1 階)

No.	測定区分
80	VCB(52EG)～非常用発電機

真空しゃ断器精密点検機器リスト

①特高受電室（1階）

No.	機器名	器具番号	製作会社名	器具形式	仕様
1	1号押込通風機しゃ断器	52M3	(株)明電舎	VBJD-6220BC-ML	定格電圧/電流 7.2kV/600A 定格しゃ断電流 20kA
2	2号押込通風機しゃ断器	52M4	(株)明電舎	VBJD-6220BC-ML	定格電圧/電流 7.2kV/600A 定格しゃ断電流 20kA
3	1号排ガス再循環用送風機しゃ断器	52M5	(株)明電舎	VBJD-6220BC-ML	定格電圧/電流 7.2kV/600A 定格しゃ断電流 20kA
4	2号排ガス再循環用送風機しゃ断器	52M6	(株)明電舎	VBJD-6220BC-ML	定格電圧/電流 7.2kV/600A 定格しゃ断電流 20kA
5	1号No.1吸収液循環ポンプしゃ断器	52M7	(株)明電舎	VBJD-6220BC-ML	定格電圧/電流 7.2kV/600A 定格しゃ断電流 20kA
6	1号No.2吸収液循環ポンプしゃ断器	52M8	(株)明電舎	VBJD-6220BC-ML	定格電圧/電流 7.2kV/600A 定格しゃ断電流 20kA
7	2号No.1吸収液循環ポンプしゃ断器	52M9	(株)明電舎	VBJD-6220BC-ML	定格電圧/電流 7.2kV/600A 定格しゃ断電流 20kA
8	2号No.2吸収液循環ポンプしゃ断器	52M10	(株)明電舎	VBJD-6220BC-ML	定格電圧/電流 7.2kV/600A 定格しゃ断電流 20kA

②粗大ごみ処理設備電気室（1階）

No.	機器名	器具番号	製作会社名	機器形式	仕様
1	粗大ごみ処理設備高圧受電しゃ断器	52SR	(株)明電舎	VBJD-6220BC-ML	定格電圧/電流 7.2kV/600A 定格しゃ断電流 20kA
2	プラント動力変圧器1次しゃ断器	52ST1	(株)明電舎	VBJD-6220BC-ML	定格電圧/電流 7.2kV/600A 定格しゃ断電流 20kA
3	建築動力変圧器1次しゃ断器	52ST2	(株)明電舎	VBJD-6220BC-ML	定格電圧/電流 7.2kV/600A 定格しゃ断電流 20kA
4	建築照明変圧器1次しゃ断器	52ST3	(株)明電舎	VBJD-6220BC-ML	定格電圧/電流 7.2kV/600A 定格しゃ断電流 20kA
5	回転式破砕機しゃ断器	52SM1	(株)明電舎	VBJD-6220BC-ML	定格電圧/電流 7.2kV/600A 定格しゃ断電流 20kA
6	低圧回転式せん断破砕機用 油圧エレクトしゃ断器	52SM2	(株)明電舎	VBJD-6220BC-ML	定格電圧/電流 7.2kV/600A 定格しゃ断電流 20kA
7	鉄造粒機しゃ断器	52SM3	(株)明電舎	VBJD-6220BC-ML	定格電圧/電流 7.2kV/600A 定格しゃ断電流 20kA
8	No.1排風機しゃ断器	52SM4	(株)明電舎	VBJD-6220BC-ML	定格電圧/電流 7.2kV/600A 定格しゃ断電流 20kA

保護継電器試験リスト

器具番号の括弧内の数字は、試験相数を示す。(2)はR相・T相、(3)はR相・S相・T相で試験を行う。

①特高受電室(1階)

No.	設置箇所	器具番号	製作会社名	器具形式	台数
過電流継電器					
1	1号押入送風機しゃ断器盤	51M3(2)	三菱電機(株)	MOC-E1V-RD	1
2	2号押入送風機しゃ断器盤	51M4(2)	三菱電機(株)	MOC-E1V-RD	1
3	1号排ガス再循環用送風機しゃ断器盤	51M5(2)	三菱電機(株)	MOC-E1V-RD	1
4	2号排ガス再循環用送風機しゃ断器盤	51M6(2)	三菱電機(株)	MOC-E1V-RD	1
5	1号No.1吸収液循環ポンプしゃ断器盤	51M7(2)	三菱電機(株)	MOC-E1V-RD	1
6	1号No.2吸収液循環ポンプしゃ断器盤	51M8(2)	三菱電機(株)	MOC-E1V-RD	1
7	2号No.1吸収液循環ポンプしゃ断器盤	51M9(2)	三菱電機(株)	MOC-E1V-RD	1
8	2号No.2吸収液循環ポンプしゃ断器盤	51M10(2)	三菱電機(株)	MOC-E1V-RD	1
地絡方向継電器					
1	1号出力切替盤(1号誘引通風機制御盤)	67M1	光商工(株)	LDG-83V-DC	1
2	2号出力切替盤(2号誘引通風機制御盤)	67M2	光商工(株)	LDG-83V-DC	1
2E継電器					
1	1号インバート入力盤(1号誘引通風機制御盤)	2EM1A(過電流、欠相要素(3))	オムロン(株)	SE-K1AN	1
2	1号商用入力盤(1号誘引通風機制御盤)	2EM1B(過電流、欠相要素(3))	オムロン(株)	SE-K1AN	1
3	2号インバート入力盤(2号誘引通風機制御盤)	2EM2A(過電流、欠相要素(3))	オムロン(株)	SE-K1AN	1
4	2号商用入力盤(2号誘引通風機制御盤)	2EM2B(過電流、欠相要素(3))	オムロン(株)	SE-K1AN	1
5	1号押入送風機盤	2EM3(過電流、欠相要素(3))	オムロン(株)	SE-K1N	1
6	2号押入送風機盤	2EM4(過電流、欠相要素(3))	オムロン(株)	SE-K1N	1
7	1号排ガス再循環用送風機盤	2EM5(過電流、欠相要素(3))	オムロン(株)	SE-K1N	1
8	2号排ガス再循環用送風機盤	2EM6(過電流、欠相要素(3))	オムロン(株)	SE-K1N	1
9	1号No.1吸収液循環ポンプ盤	2EM7(過電流、欠相要素(3))	オムロン(株)	SE-K1N	1
10	1号No.2吸収液循環ポンプ盤	2EM8(過電流、欠相要素(3))	オムロン(株)	SE-K1N	1
11	2号No.1吸収液循環ポンプ盤	2EM9(過電流、欠相要素(3))	オムロン(株)	SE-K1N	1
12	2号No.2吸収液循環ポンプ盤	2EM10(過電流、欠相要素(3))	オムロン(株)	SE-K1N	1

②粗大ごみ処理設備電気室(1階)

No.	設置箇所	器具番号	製作会社名	器具形式	台数
過電流継電器					
1	粗大ごみ処理設備高圧受電盤	51SR(2)	三菱電機(株)	MOC-E1V-RD	1
2	粗大ごみ処理設備ブラント動力変圧器1次しゃ断器盤	51ST1(2)	三菱電機(株)	MOC-E1V-RD	1
3	粗大ごみ処理設備建築動力変圧器1次しゃ断器盤	51ST2(2)	三菱電機(株)	MOC-E1V-RD	1
4	粗大ごみ処理設備建築照明変圧器1次しゃ断器盤	51ST3	三菱電機(株)	MOC-E1V-RD	1
5	回車式破砕機しゃ断器盤	51SM1(2)	三菱電機(株)	MOC-E1V-RD	1
6	低速回車式せん断破砕機用油圧ユニットしゃ断器盤	51SM2(2)	三菱電機(株)	MOC-E1V-RD	1
7	鉄造粒機しゃ断器盤	51SM3(2)	三菱電機(株)	MOC-E1V-RD	1
8	No.1排風機しゃ断器盤	51SM4(2)	三菱電機(株)	MOC-E1V-RD	1
地絡方向継電器					
1	回車式破砕機盤	67GSM1	三菱電機(株)	MDG-E1V-RD	1
2	低速回車式せん断破砕機用油圧ユニット盤	67GSM2	三菱電機(株)	MDG-E1V-RD	1
3	鉄造粒機盤	67GSM3	三菱電機(株)	MDG-E1V-RD	1
4	No.1排風機盤	67GSM4	三菱電機(株)	MDG-E1V-RD	1
不足電圧継電器					
1	粗大ごみ処理設備高圧受電盤	27SR	三菱電機(株)	MUV-E1V-RD	1
地絡過電圧継電器					
1	粗大ごみ処理設備高圧受電盤	64SR	三菱電機(株)	MVG-E1V-RD	1

ケーブル絶縁試験対象リスト

1	特高受電室 VCB(52F2)～粗大ごみ処理設備電気室(DS)
2	特高受電室 VCB(52EF1)～粗大ごみ処理設備電気室(52SET1、52SET2)

標準仕様書

第1章 総則 一般

1-1 適用範囲

- (1) 本標準仕様書（以下「仕様書」という。）は、大阪広域環境施設組合（以下「本組合」という。）が、委託により実施する本組合所轄の設備等の維持管理に係る各種の業務委託に適用する。
- (2) 本仕様書は標準業務委託の仕様書であり、本仕様書に定めのない事項は、別に定める仕様書（以下「特記仕様書」という。）に従う。
- (3) 特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。

1-2 提出書類

本組合に提出する書類は、「大阪広域環境施設組合業務委託提出書類一覧表（以下、「提出書類一覧表」という。）」によるほか、監督職員の指示するものとし、提出時期に従って遅滞なく提出し、監督職員の承諾を得なければならない。なお、部数については変更することがある。

1-3 業務責任者等

受注者は、業務責任者のほか、諸法規等に定める各種の責任者又は技術者等を定め、履行中その者を所定の業務に従事させなければならない。

1-4 業務責任者等の証明について

- (1) 本業務委託において、業務責任者については、直接的な雇用関係にある自社社員でなければならない。
- (2) 上記を確認するため、「提出書類一覧表」に記載の「受注者に所属することを証する書類」届出書（当初・変更）」に、公的に雇用関係を証するものの写しを添付し、期限内に提出する。

（公的書類例）

- ・ 健康保険被保険者証（所属会社の判るもの）
- ・ 標準報酬決定通知書
- ・ 雇用保険における被保険者証
- ・ 雇用保険における被保険者通知書（事業主通知用）
- ・ 市町村発行特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）
- ・ その他、公的書類で雇用が確認できる書類

- (3) 雇用が確認できない場合及び疑義がある場合は、契約解除、指名停止等の措置を行うものとする。

1-5 関係法規等の遵守

受注者は、業務履行にあたり、労働基準法、労働安全衛生法、消防法、電気事業法その他関係法規を遵守する。

1-6 官公署等への手続

受注者は、業務履行にあたり、必要な関係官公署その他に対する諸手続を、遅滞なく処理する。

1-7 作業時間

- (1) 本業務の作業時間は、本組合の就業規則により定められた就労時間を原則とする。

- (2) 休日又は前項に定める時間以外に作業を行う必要がある場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

1-8 事故防止

- (1) 受注者は、本業務にかかる一切の事故を未然に防止するため、有効かつ適切な事故防止対策を講じる。
- (2) 万一、不測の事態により事故が発生した場合は、直ちに応急措置を講じるとともに、関係先及び監督職員に連絡し、その指示を受ける。

1-9 現場管理

- (1) 受注者は、業務作業中、必要な専門技術者を現場に派遣して、業務の指揮監督にあたる。
- (2) 受注者は、業務に従事する作業員等を指揮監督し、事故防止及び整理整頓について注意する。

1-10 損害賠償

- (1) 業務の不完全、作業の不注意あるいは保安施設の不備等によって生じた損害は、すべて受注者の負担と責任において損害賠償を行う。
- (2) 業務作業によって第三者に危害を及ぼし又は損害を与えたときは、原則として受注者が処理解決にあたる。

1-11 業務委託写真

受注者は、業務写真帳を作成し提出する。なお、写真撮影箇所は、監督職員が指示する。

1-12 業務委託報告書

受注者は、業務内容、測定記録、試運転結果並びに考察を業務委託報告書としてとりまとめ、監督職員に提出する。

1-13 検査

業務が完了したときは、改めて本組合関係者及び受注者立会いのうえ、完了検査を行う。

第2章 現場作業一般事項

2-1 機器の運転、停止等

設備機器の運転、停止操作は、原則として本組合が行うか又は監督職員の承諾を得て受注者が行う。

2-2 機器等の損傷

作業中に設備機器、構造物等を損傷(塗装を含む)した場合は、監督職員の指示により受注者の責任で復旧又は新品と取替える。

2-3 電力、水道水等

作業に必要な電気、上水、工水は、指定する場所から本組合が支給する。ただし、必要な仮設材料等は、受注者の負担とする。

なお、作業用電気を使用するにあたり下記事項を遵守しなければならない。

- (1) 受注者は、作業内容、工程、作業の保安等について、当該施設の電気主任技術者又は、その代行者と打合わせのうえ承諾を得るとともに、安全確認を行う。
- (2) 作業用電気は、指定する最寄差込コンセントより取出し、漏電遮断器付作業用コードリール等を中継して使用する。
- (3) 電気を直接電灯分電盤や動力配電盤から取出す必要のあるときは、漏電遮断器付きの仮設配電盤を設置し、使用機器類等と中継する。電気の取出し又は取り外しは電気工事士の資格を有する者が行う。
また、作業用電気に係る盤の安全管理は受注者が行う。
- (4) 使用機器類(移動用電動工具を含む)は、受注者が事前に安全を確認したものを使用することとし、必ずD種接地(アース)を施す。

2-4 あと片付け等

作業準備、あと片付け、清掃等は、すべて受注者の負担とする。

2-5 その他

作業の細部に関しては、監督職員と協議のうえ実施する。

第3章 安 全 管 理

3－1 一般事項

本業務の履行にかかる安全管理については、関係法規及び監督官庁の指示を遵守する。

3－2 安全管理

安全管理に関しては次の事項に留意し、監督職員の指示するものは書類で提出する。

- (1) 連絡体制
- (2) 資格を必要とする作業
 - ア 酸素欠乏等危険場所での作業（酸素欠乏症等指定箇所作業計画書及び測定記録を提出）
 - イ クレーン（玉掛けを含む）作業
 - ウ 溶接作業
 - エ 足場組立作業
 - オ その他、特記仕様書に記載されている資格を必要とする作業
- (3) 作業場所の区分
 - ア 維持管理範囲と輻湊する場所
 - イ 維持管理用通路の確保
 - ウ 資材置場
- (4) 危険作業における安全措置
 - ア 高所作業
 - イ 上下作業
 - ウ 電気事故防止
 - エ 安全標識
 - オ 保護具の着用
- (5) 仮設作業における安全措置
 - ア 作業用足場
 - イ 仮設配線、配管
 - ウ トラック、クレーン等
- (6) 防火管理、喫煙場所の指定
- (7) 交通安全

コンプライアンスに係る特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成27年条例第5号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、本契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（大阪広域環境施設組合総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第11条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（大阪広域環境施設組合総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

（不当要求の取扱い）

第6条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（大阪広域環境施設組合総務部総務課）に報告しなければならない。

※大阪広域環境施設組合総務部総務課
（連絡先：06-6630-3185）

（発注者：大阪広域環境施設組合 受注者：請負者又は受託者）

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱（平成 26 年制定。以下「要綱」という。）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、要綱第 2 条第 8 号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から要綱第 13 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本組合監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本組合に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本組合が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

【 再委託に係る特記仕様書 】

- 1 業務委託契約書（経常型、成果物型、長期継続契約用）第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - （１） 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - （２） 自家用電気工作物点検業務（ただし、測定補助及び絶縁油の分析等の業務は除く）
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が 500 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。

大阪広域環境施設組合業務委託提出書類一覧表【共通指定様式】

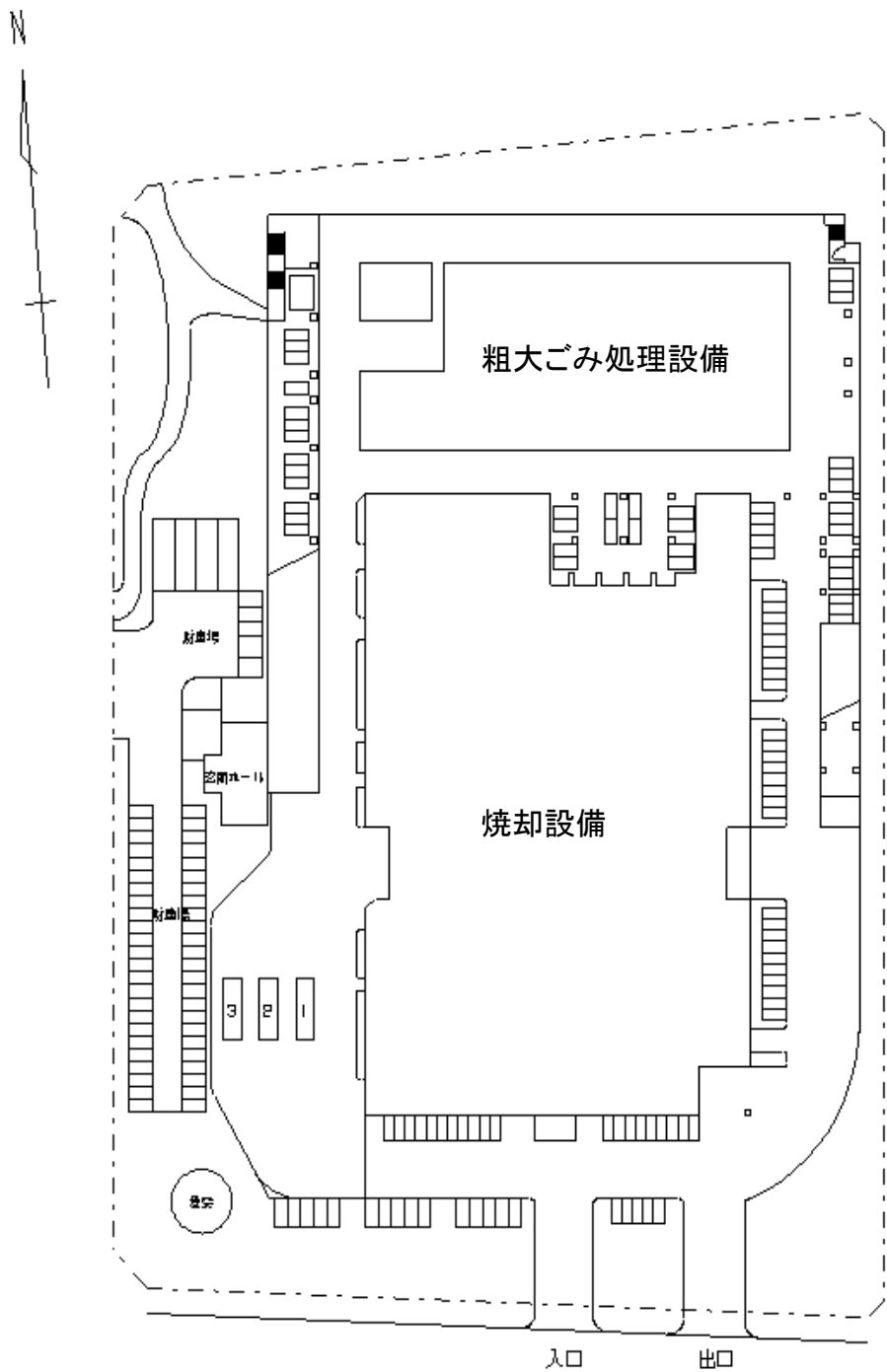
【経常型（契約の目的が行為の給付であるもの）・単価契約・長期継続契約】（令和4年7月1日 改正）

番号	書 類 名	提出 部数	提 出 期 限	摘 要	様 式
1	業務着手通知書	1	契約締結後遅滞なく		様式-1
2	業務工程表	1	契約締結後14日以内	業務委託契約書第4条第1項による。	様式-2
3	業務責任者通知書	1	契約締結後遅滞なく	業務委託契約書第19条第1項による。	様式-3
4	業務責任者変更通知書	1	変更後遅滞なく	業務委託契約書第19条第1項による。 変更が生じた場合に、変更理由を記入のうえ提出する。	様式-4
5	業務責任者経歴書 (当初・変更)	1	契約締結後遅滞なく	仕様書に定めがある場合に提出する。 該当する本人が記入のうえ提出する。 変更の場合は、変更後遅滞なく。	様式-5
6	「受注者に所属することを証 する書面」届出書 (当初・変更)	1	契約締結後遅滞なく	健康保険被保険者証、住民税特別徴収税額通知 書等により雇用関係が確認できるものの写しを 添付する。 変更の場合は、変更後遅滞なく。	様式-13
7	職務分担表	1	契約締結後遅滞なく	仕様書に定めがある場合に提出する。	様式-14
8	内訳明細書	1	監督職員の指示による	仕様書に定めがある場合又は監督職員より指示 がある場合 ※監督職員が指定する様式により作成	※
9	再委託承諾申請書	1	業務の一部を再委託さ せようとするとき	【共通】 業務委託契約書第16条による。	様式-16
10	再委託業者通知書	1	再委託業者契約締結後 遅滞なく	【共通】 業務委託契約書第16条による。	様式-17
11	業務計画書	1	契約締結後15日以内	業務計画書の記載内容については、事前に監督 員と協議し、承諾を得ること。打合せ時に要す る部数を別途用意すること。	様式-18
12	業務打合せ書	1	打合せの都度	業務委託契約書第3条による。 発注者と受託者の間で指示等及び協議の内容を とりかわす書面。	様式-19
13	貸与品借用書	1	引渡日から7日以内	業務委託契約書第22条第2項による。	様式-22
14	貸与品返納書	1	貸与品返納日	業務委託契約書第22条第4項による。	様式-23
15	事故報告書	1	事故発生後速やかに	業務委託契約書第5条第1項による。 業務履行中に事故が発生した場合には、直ちに 監督員に通報するとともに、事故報告書を提出 する。	様式-24
16	履行期間延長請求書	1	延長の必要が生じた場 合。ただし、完成期限 14日以前	業務委託契約書第28条による。	様式-25
17	部分払(第 回中間)検査願	1	出来高基準年月日以降	業務委託契約書第39条第1項に基づき検査を希 望する場合。	様式-29
18	業務完了通知書	1	業務完了の日	業務委託契約書第36条第1項による。	様式-31
19	業務成果引渡書	1	引渡しの日	業務委託契約書第36条第4項に基づき引渡しを 行うとき。(※検査合格日)	様式-32
20	業務委託検査指示事項 処置確認書	1	処置完了後速やかに	検査で処置等の指示を受けた場合に作成し提出 する	様式-34
21	請求書	1	検査合格後速やかに	業務委託契約書第38条第1項及び第39条第5項に 基づき請求する場合。	様式-35

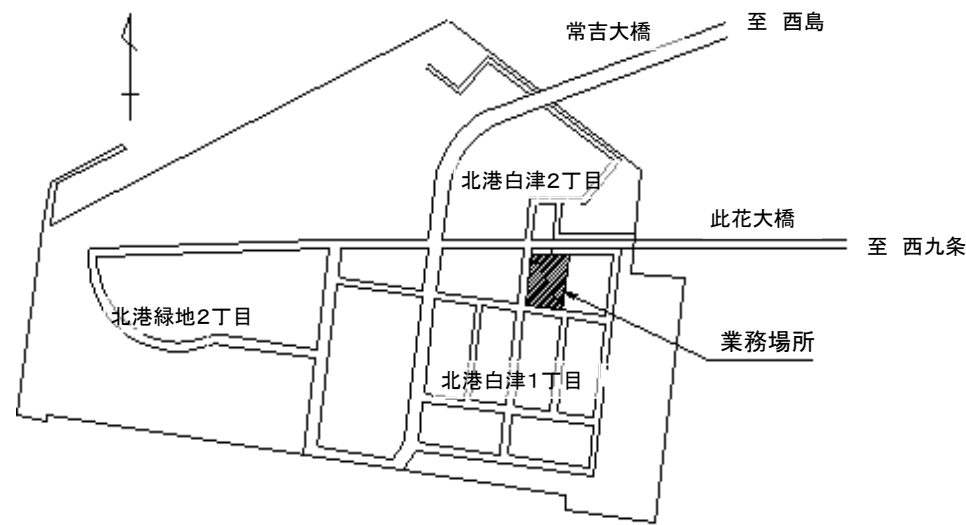
◎提出期限については、特記仕様書等に定めがある場合を除き、土曜日・日曜日・祝日を含む。

舞洲工場自家用電気工作物点検業務委託 明細書

名称	品質・形状寸法	数量	単価	金額
自家用電気工作物点検				
絶縁抵抗測定	80箇所(焼却65箇所、粗大15箇所)	1 式	－	
真空しゃ断器精密点検	開閉特性, 真空度 絶縁抵抗測定試験含む	16 台		
絶縁油特性試験	油採取, 絶縁耐力試験, 酸化度試験 油中ガス分析試験含む	2 台		
過電流継電器試験 (2相測定分)	R相, T相	15 個		
過電流継電器試験 (単相測定分)		1 個	－	
地絡方向継電器試験		6 個		
2 E 継電器試験	過電流、欠相要素(3相)	12 個		
不足電圧継電器試験		1 個	－	
地絡過電圧継電器試験		1 個	－	
ケーブル絶縁試験	6. 6kV CVT200sq X 1条 6. 6kV CVT60sq X 1条	2 条		
試験電源費	試験電源費及び 76KVA発電機含む	1 式	－	
報告書作成費	基本費	1 式	－	
	ケーブル試験	1 式	－	
	継電器試験データ	1 式	－	
諸経費		1 式	－	
小計 (委託価格)				
消費税および地方消費税額				
合 計				



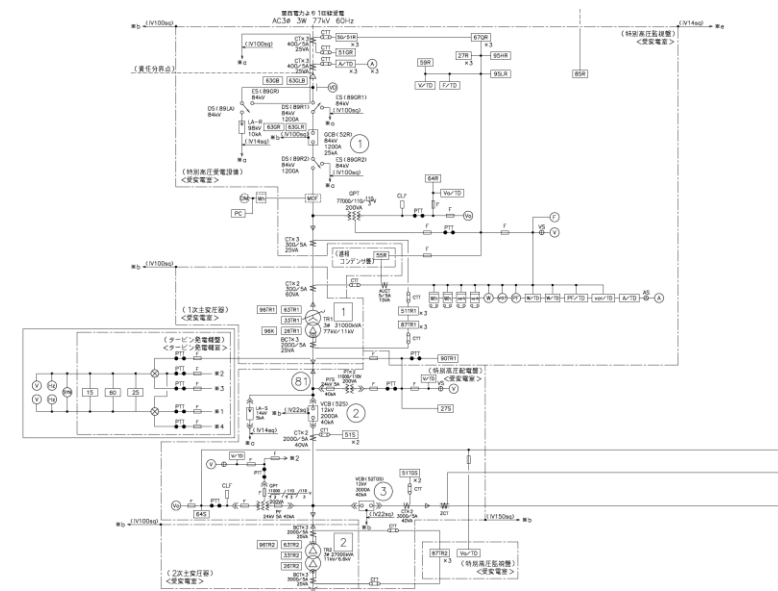
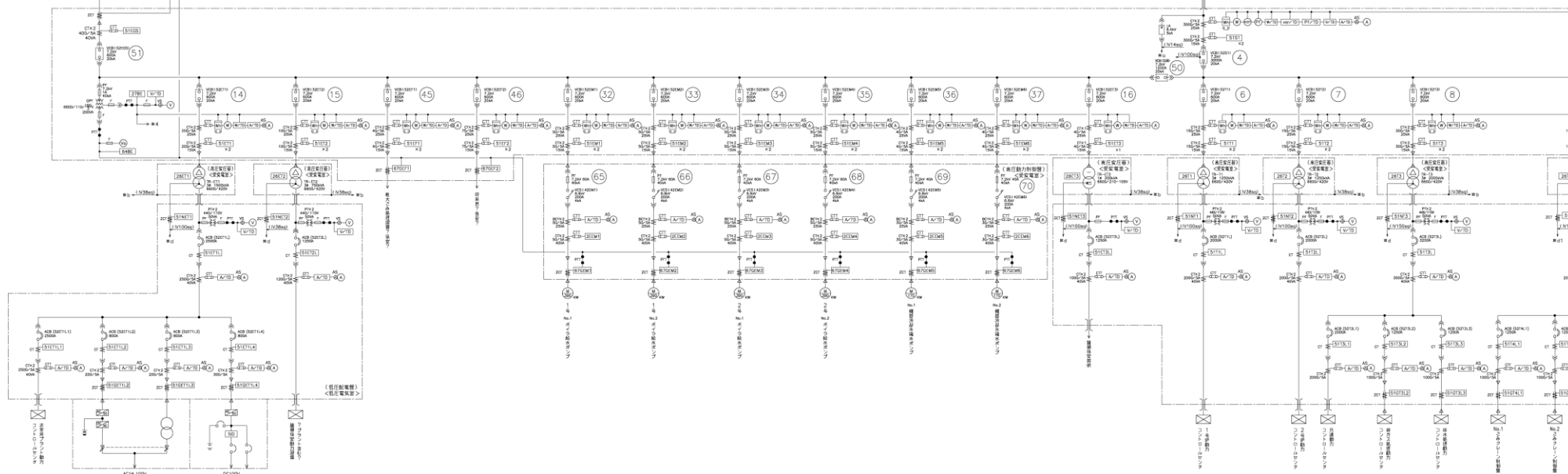
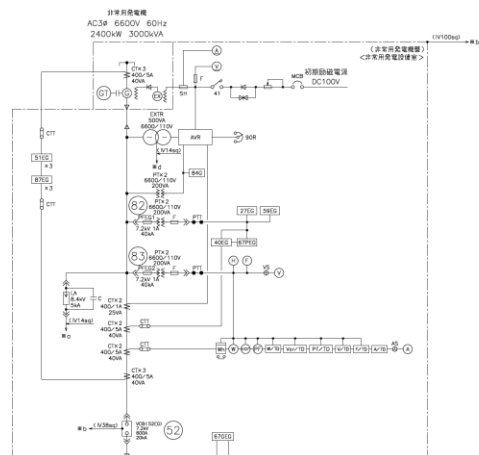
全体配置図



付近見取図

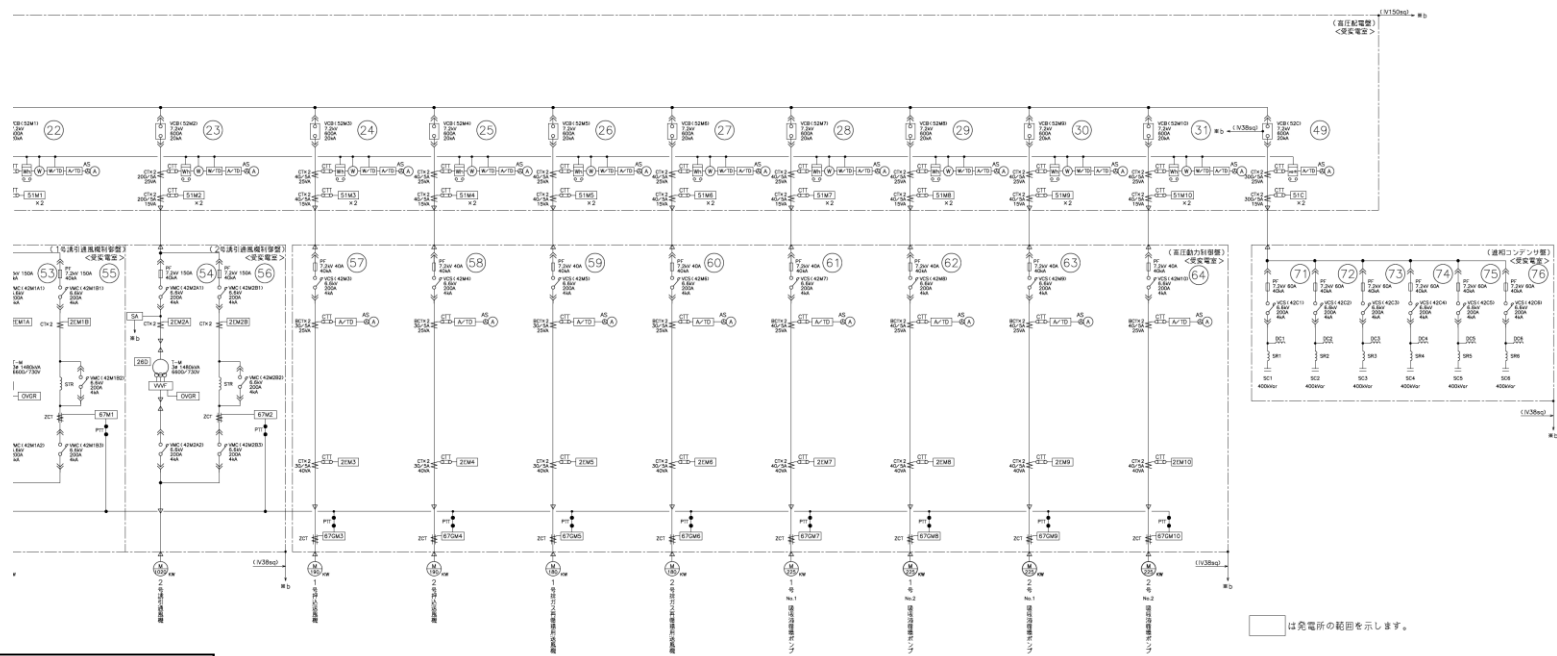
業務場所: 大阪市此花区北港白津1-2-48
大阪広域環境施設組合舞洲工場

大阪広域環境施設組合 舞洲工場				
業務名称	舞洲工場自家用電気工作物点検業務委託			
図面名称	全体配置図・付近見取図			
縮尺	N.T.S.	令和4年11月	番号	1/9



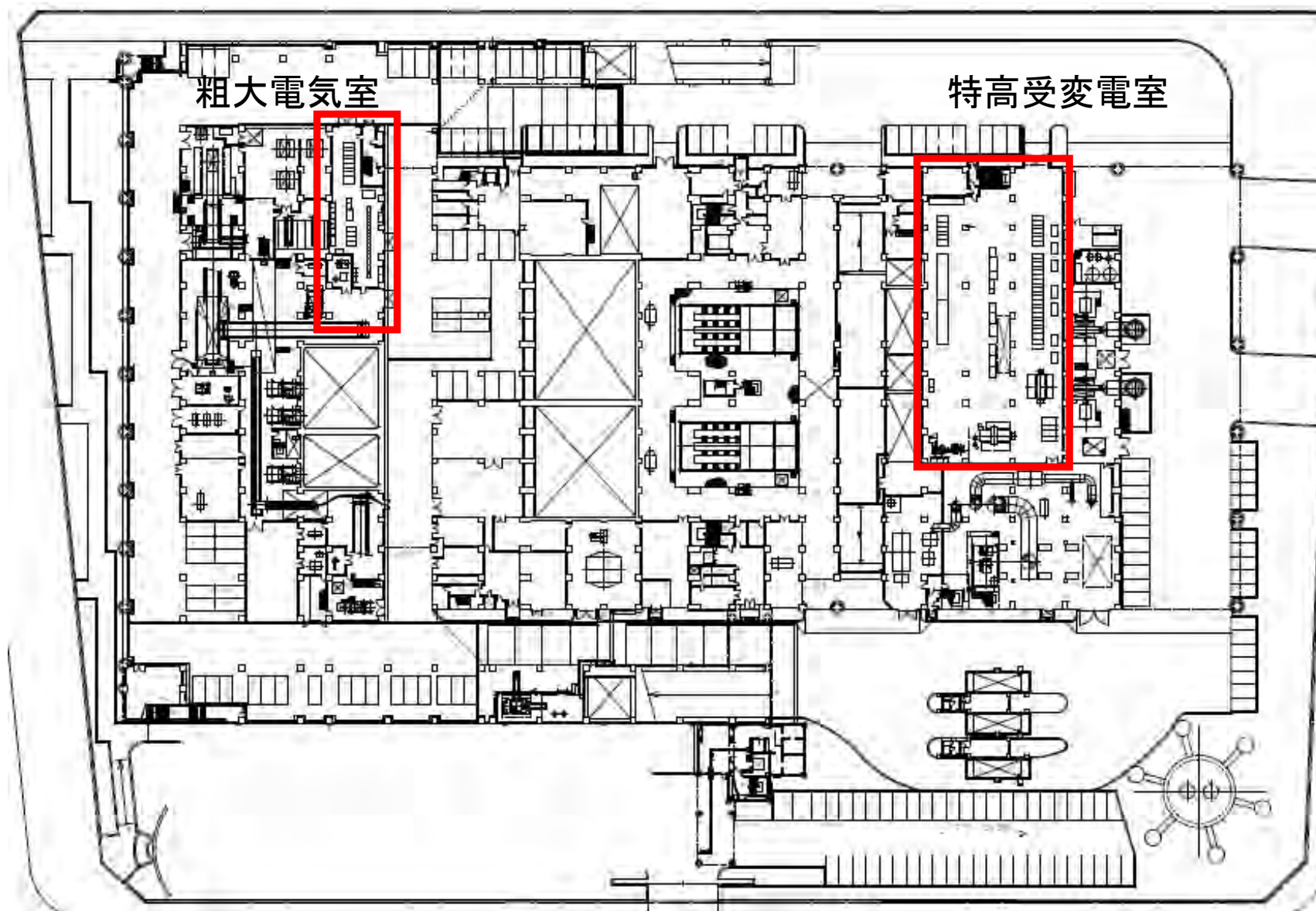
単線結線図(2/3)へ

大阪広域環境施設組合 舞洲工場				
業務名称	舞洲工場自家用電気工作物点検業務委託			
図面名称	単路結線図(1/3)			
縮尺	N.T.S.	令和4年11月	番号	2/9

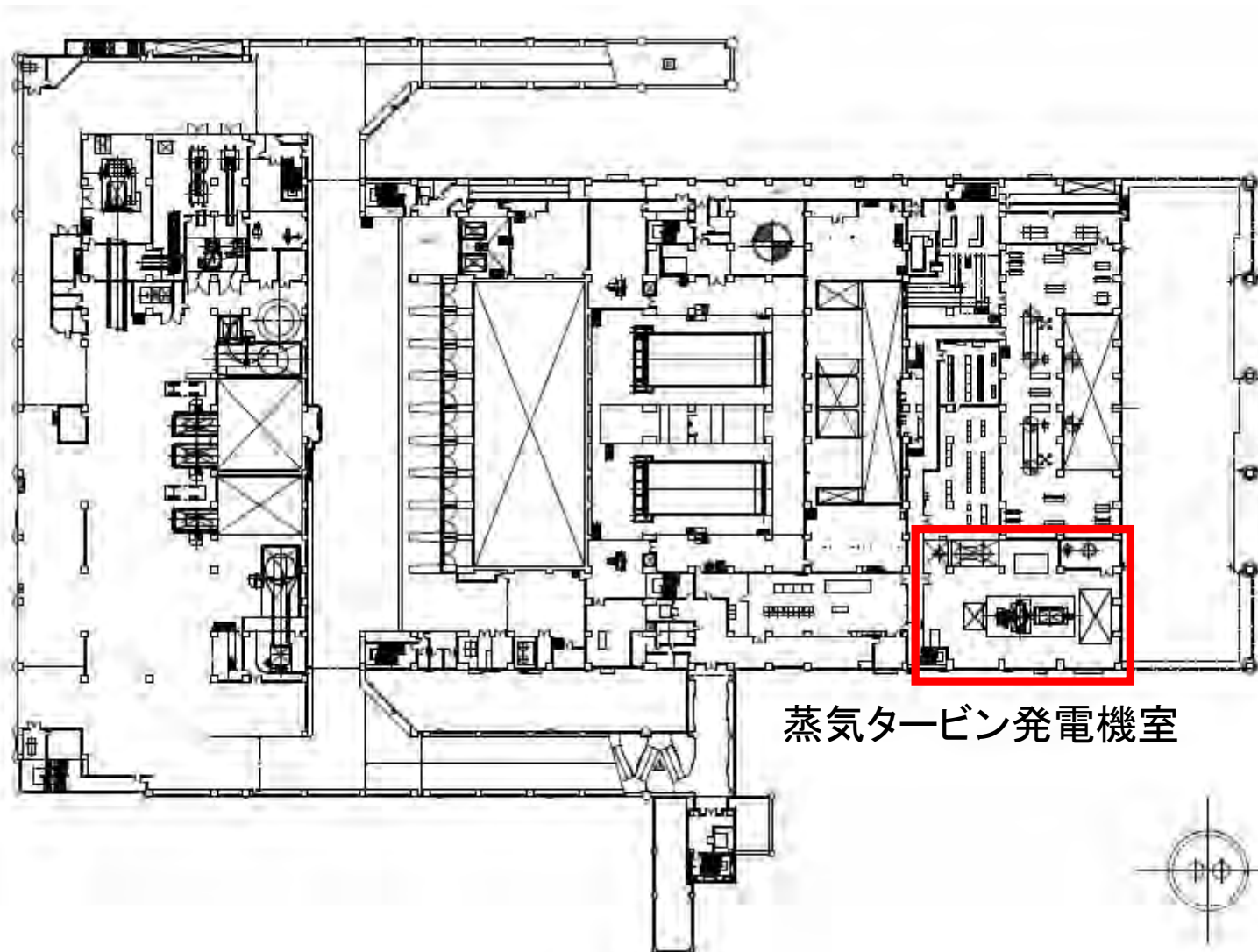


☐ は発電所の範囲を示します。

大阪広域環境施設組合 舞洲工場				
業務名称		舞洲工場自家用電気工作物点検業務委託		
図面名称		単路結線図(3/3)		
縮尺	N.T.S.	令和4年11月	番号	4/9

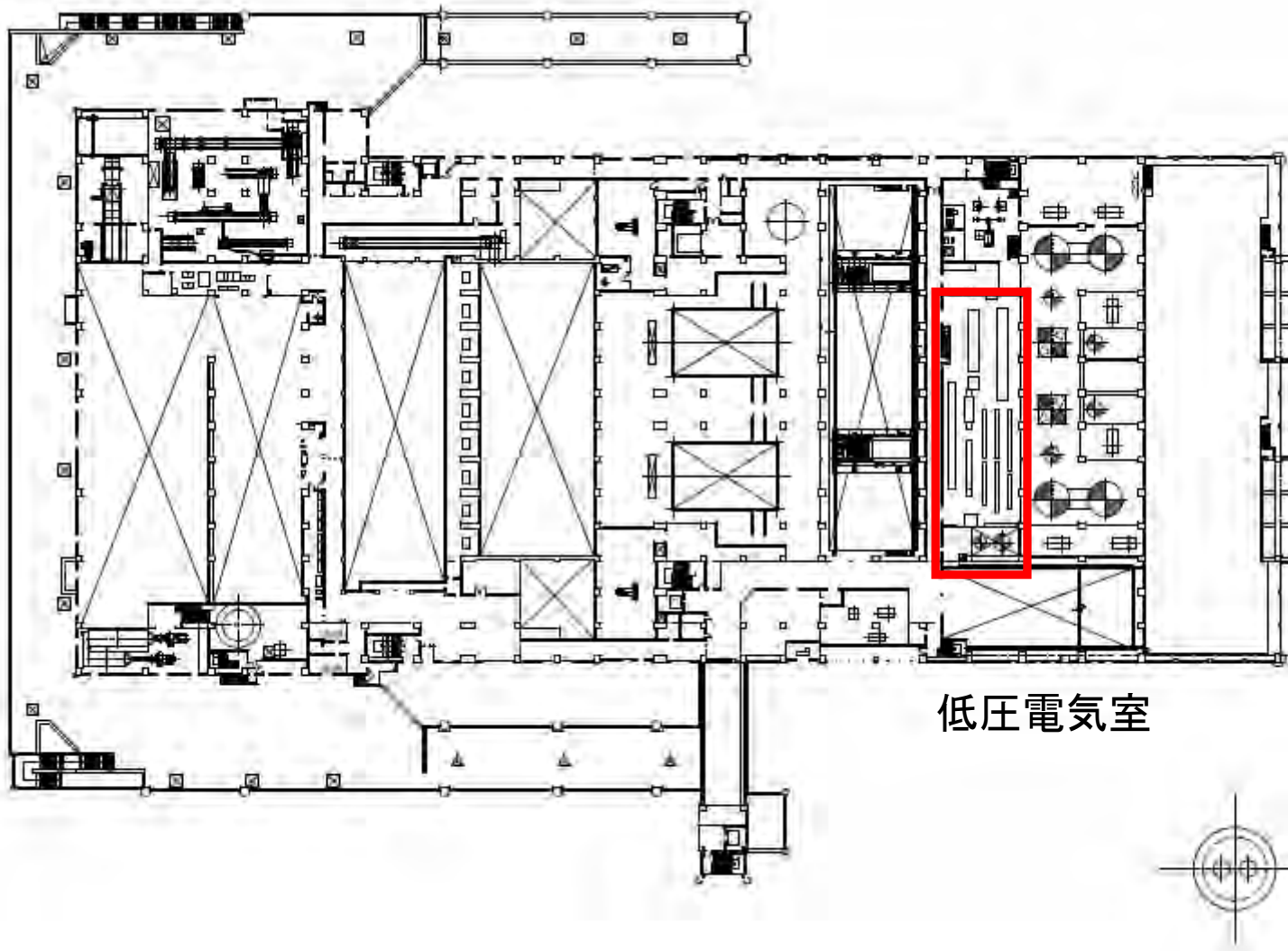


大阪広域環境施設組合 舞洲工場				
業務名称		舞洲工場自家用電気工作物点検業務委託		
図面名称		作業場所1F平面図		
縮尺	N.T.S.	令和4年11月	番号	5/9



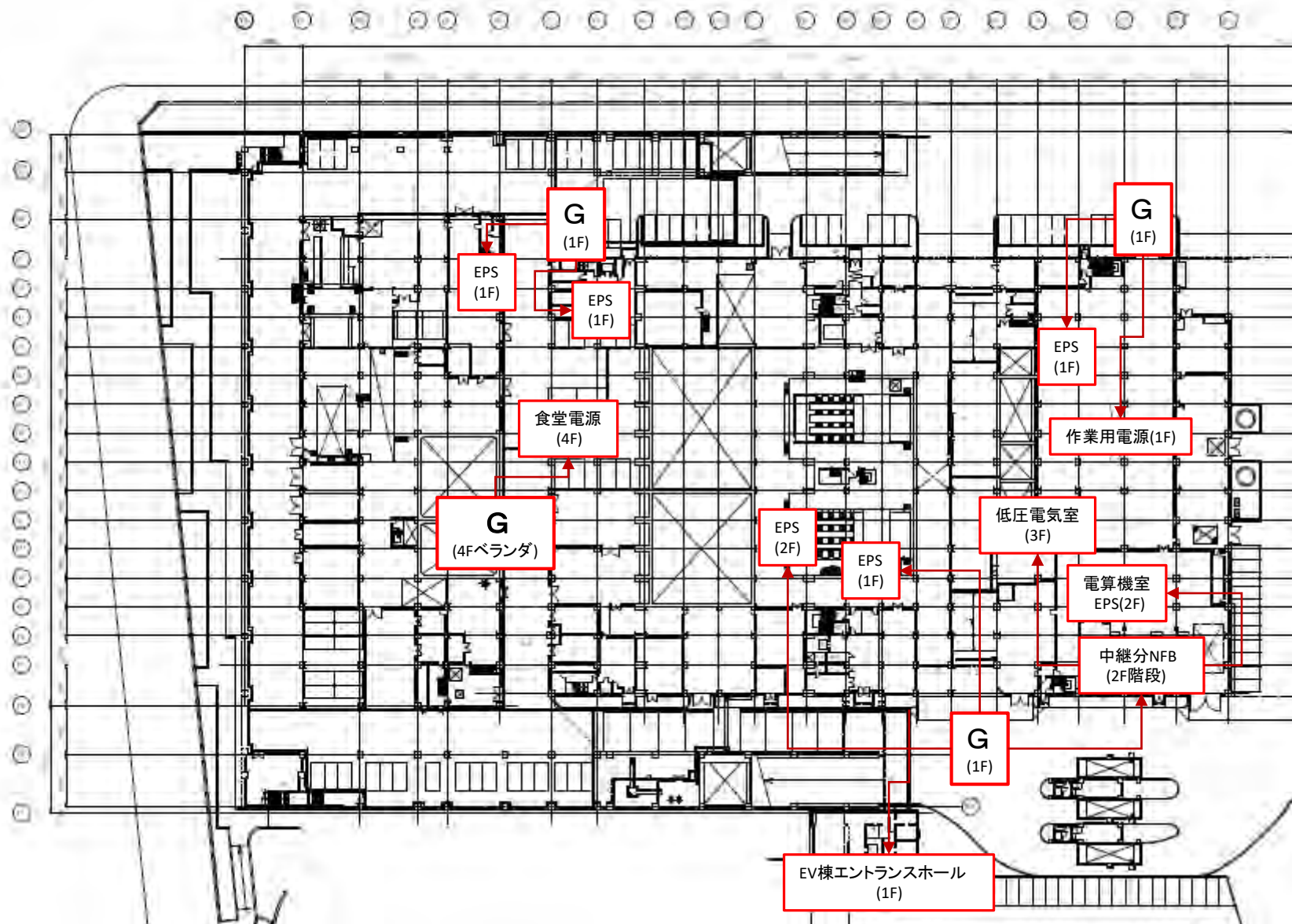
蒸気タービン発電機室

大阪広域環境施設組合 舞洲工場				
業務名称		舞洲工場自家用電気工作物点検業務委託		
図面名称		作業場所2F平面図		
縮尺	N.T.S.	令和4年11月	番号	6/9



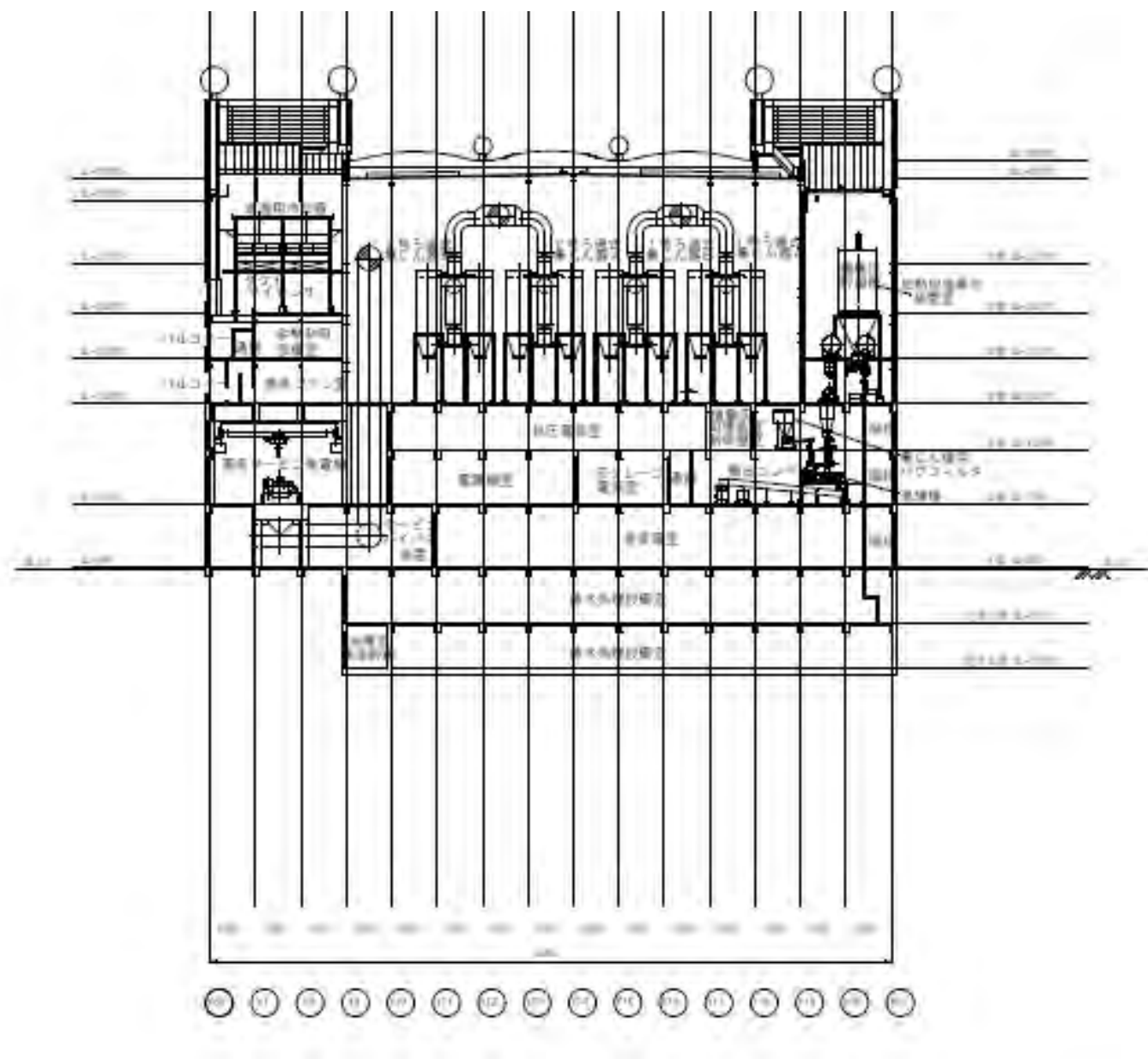
低圧電気室

大阪広域環境施設組合 舞洲工場				
業務名称		舞洲工場自家用電気工作物点検業務委託		
図面名称		作業場所3F平面図		
縮尺	N.T.S.	令和4年11月	番号	7/9



G : 発電機

大阪広域環境施設組合 舞洲工場				
業務名称	舞洲工場自家用電気工作物点検業務委託			
図面名称	仮設電源配置参考図			
縮尺	N.T.S.	令和4年11月	番号	8/9



大阪広域環境施設組合 舞洲工場				
業務名称	舞洲工場自家用電気工作物点検業務委託			
図面名称	仮設電源配置高さ方向参考図			
縮尺	N.T.S.	令和4年11月	番号	9/9